

国会公契第 36 号
国技施第 27 号
令和 6 年 3 月 18 日

各地方整備局

総務部 契約管理官 殿

企画部 技術調整管理官 殿

北海道開発局

事業振興部 技術管理企画官 殿

大臣官房会計課

公共工事契約指導室長

大臣官房技術調査課

施工企画室長

(公印省略)

「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の
運用について

機械設備工事の週休 2 日の取得に要する費用の計上について、「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和 6 年 3 月 18 日付け国会公契第 35 号、国官参イ第 191 号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

附 則

- 1 本通知は、令和 6 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事に適用する。
- 2 「「機械設備工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」の運用について」（令和 3 年 3 月 23 日付け国会公契第 56 号、国総施安第 5 号。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までに入札公告等を行う工事については、旧通知による。

別紙

週休2日の取得に要する費用の計上にあたっての考え方

1. 目的

国土交通省直轄工事においては、平成28年度から週休2日工事を実施し、令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、週休2日工事の取組件数も順次拡大してきたところである。

現在の週休2日工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、今後は月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要であり、新たな補正係数を設定することにより、建設現場の月単位の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事等

機械設備工事のうち支出負担行為担当官が発注する工事（北海道開発局においては、このうち予定価格が4億5千万円以上の工事が対象。）については、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することができる。

これ以外の機械設備工事（分任支出負担行為担当官が発注する工事を含む。）については、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することを原則とする。

なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日工事（発注者指定方式）が前提となる。

3. 積算方法等

現場の閉所状況に応じて、「機械設備工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月18日付け国会公契第35号、国官参イ第191号）で通知した補正係数を、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じるものとする。

（1）現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものとみなす

② 通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更し、契約書第25条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

(3) その他

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

- ① 週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、入札説明書等に対象工事である旨等を明示するものとする。
- ② 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を設計図書に明示するものとするが、原則実施しない。
- ③ 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
- ④ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

5. 適正な工期設定（条件明示）

工期設定にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針について」（令和2年3月13日付け国技建管第23号。令和5年3月17日最終改正。）に基づき、下記項目に留意し、適正に設定するものとする。

- (1) 工期設定に必要となる現場条件について、設計図書へ明示する。
- (2) 設計変更に伴い工期延期する場合においても、本指針に基づき適切に変更する。
- (3) 条件明示の一環として、概略工程表等を入札公告時の参考資料として公表する。

6. 現場閉所の確認方法等

発注者は、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、現場閉所の状況を確認するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 元請下請の取引の適正化について

週休2日を促進する今般の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、所管部署（建政部）に対して、対象工事の情報を提供するなど、連携を密に行うものとする。

8. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。